

第3回大館市・田代町合併協議会会議録

日 時：平成16年4月28日（水） 午後1時30分

場 所：大館広域交流センター 2階 第1研修室

会議の次第

1. 開 会
2. 会長あいさつ
3. 議 題
 - (1) 協 議
 - 協議案第12号 議会の議員の定数及び任期の取扱いについて
 - 協議案第13号 農業委員会の委員の定数及び任期の取扱いについて
 - (2) 提 案（次回協議事項）
 - 協議案第14号 電算システムの取扱いについて
 - 協議案第15号 条例、規則等の取扱いについて
4. その他
5. 閉 会

出席者氏名（敬称略）

会長 小 畑 元
副会長 吉 田 光 明
委員 伊 藤 毅 荒 川 邦 隆 中 村 弘 美
畠 沢 一 郎 岩 淵 吉三郎 佐 藤 照 雄
齋 藤 惠 子 中 田 直 行 小笠原 豊
高 坂 清 子 佐 藤 信 行

幹事長 佐 藤 忠 信
副幹事長 田 村 正 己
幹事 木 村 俊 彦 工 藤 堅 成

農委事務局部会長 佐 藤 幸 英
農委事務局副部会長 櫻 田 進
選管事務局分科会長 石 川 洋
電算分科会長 松 江 正 和

事務局長 齋 藤 誠
事務局次長 松 田 博 小林 浩 田 中 裕 幸
事務局職員 本 多 恒 博 竹 村 邦 人 佐 藤 拓 人
工 藤 学

欠席者氏名（敬称略）

委員 虻 川 景 一 石 井 護

会議経過

午後 1 時 28 分 開 会

司会 本日は、お忙しいところご出席くださりまして、どうもありがとうございます。

それでは、ただいまから第 3 回大館市・田代町合併協議会を開会いたします。

開会にあたりまして、会長であります小畑大館市長からご挨拶を申し上げます。

小畑 元会長 委員の皆様には、大変お忙しいところご出席いただきまして、誠にありがとうございました。

前回の第 2 回の協議会におきましては、合併の方式等々、基本 4 項目をご確認いただいたところでありますけれども、本日は第 3 回目ということで、前回提案しております議会の議員と農業委員会の委員の定数及び任期の取扱いについて、ご協議をいただくこととなります。委員の皆様から忌憚のないご意見をいただきながら、協議を進めてまいりたいと考えておりますので、よろしく願い申し上げます。冒頭のご挨拶とさせていただきます。

司会 どうもありがとうございました。

続きまして、本日の会議に移りたいと存じますが、会議に先立ちまして、本日の出席委員数をご報告申し上げます。

本日は、北秋田振興局長の石井様、あきた北農業協同組合長の虻川様の 2 名の方が所用により欠席される旨、ご連絡がございました。委員 14 名のうち 2 名の方の欠席であり、協議会規約第 11 条の規定により、本会議が成立いたしますことをご報告いたします。

また、本日、説明員といたしまして、農業委員会部会の正副部会長と選挙管理委員会分科会長、電算分科会長が出席しておりますので、よろしくお願い申し上げます。

会議の前にお願ひでございますが、会議録を公開しております関係で、会議の発言は録音させていただいております。恐れ入りますが、ご発言の際には挙手の上、指名をされましてからマイクを使用してお発言くださいますよう、お願い申し上げます。

それでは、協議会規約第 11 条第 2 項の規定に従い、会長から会議の進行をお願いいたします。

議長 それでは、議長を務めさせていただきます。よろしくお願いいたします。

会議に入ります前に、大館市・田代町合併協議会会議運営規程第 5 条第 2 項の規定に基づきまして、本会議の会議録署名委員を指名させていただきたいと思ひます。大館市の齋藤恵子委員、田代町の小笠原豊委員にお願ひしたいと思ひます。どうかよろしくお願ひいたします。

それでは、会議に入りたいと思ひます。

会議次第に従いまして、(1) 協議を議題といたします。

最初に、協議案第 12 号、議会の議員の定数及び任期の取扱いについてであります。前回、参考資料も含めて事務局から説明を受けておりますので、早速、協議に入りたいと存じます。

本案件につきましては、大館市議会、田代町議会でも協議をいただいておりますが、委員の皆様には本日の協議で直ちに結論を出さなければならないということではなくして、両議会の動きを参考にしながら、十分に議論を尽くしていただきたいと思ひしておりますので、よろしくお願い申し上げます。

それでは、委員の皆様からご意見、ご質問等、発言をお願いいたします。はい、伊藤委員。

伊藤 毅委員 大館の伊藤です。

大館市議会で全員協議会を去る4月20日に開催しまして、意見の集約をみることはできませんけども、大方の方が田代町さんが編入でよろしいという部分に、やはりいろんな要望等があるのではないのかなと。そういう部分を少しお聞きをしながら、大館市議会としては、もう一度、全協を開きながら、その田代さんの要求が全て通るかどうかはまた別の問題ですが、そういうものをお聞きしながら、少し我々の意見調整をすべきでないのかなという意見が大多数でございました。それぞれの個人的な意見はありましたけれども、まずは、田代町さんがどういう形で、議会も含めた編入という部分考えたのかなというのをお聞きすべきだという意見が多かったので、今日、是が非でも田代町の方から、また、議会の方からもご意見を拝聴したいなと思いますので、よろしくお願ひいたします。

議長 ただいま、大館市議会の全員協議会の協議結果等についてお話しがございました。

ほかにございませんか。はい、荒川委員。

荒川邦隆委員 田代町の荒川でございます。

今、大館選出の伊藤委員がお話しいたしましたように、大館市議会の中にもですね、編入を選んだ田代町に配慮すべき、あるいは田代町の意見を行政に反映させる必要がある、多くの方がそういう意思表示をなされたと、新聞報道、あるいは伊藤議長からも伺っておりますが、心から感謝と、まず敬意を申し上げたいと思います。

私たちの方でも、4月26日に全員協議会を開催いたしました。16名の議員に一人ずつ諮りましたところ、2名の方が合併後、50日以内に選挙すべきだと、定数特例に基づいて。あと、14名の議員は、在任特例を使うと、14対2という結果になりまして、それを田代町議会では主張していきたい、斯様に考えております。よろしいですか。

議長 はい。ただいまは、議長さんの方から田代町議会の全員協議会の協議結果についてお話しがございました。

関連して、町長、何かご発言ございますか。

吉田光明副会長 それでは、私からも町としての考え方を少し述べさせていただきたいというふうに思います。

最終的には、今、荒川議長が話したように、在任特例の方を望むと、希望するという事に尽きるわけですがけれども、私は編入の、合併方式を編入というふうに決めさせていただいた背景を前にお話ししたことがございます。合併までの間、対等、そしてまた平等に進めていただきたいという、合併後も当然、対等平等に、一つの市になるわけですがけれども、進めていただきたいという要望を申し上げたところでございまして、それからいっても私は合併後も一定期間、地域住民の声が新市に反映されるように、いわゆる発言力を少しでも確保していただきたいというふうに考えておりました。そうした意味では在任特例を活用していただきたいというふうに考えているところであります。

議長 ただいま、伊藤委員からは大館市議会の全員協議会の協議結果について、また、荒川委員並びに田代町長さんの方から、町議会の全員協議会の協議結果と町としての考え方についてのご発言がございました。これらのご発言を踏まえまして、それでは委員の皆様からご意見をお伺いしたいと思います。どうぞ、ご発言ください。はい、どうぞ。

高坂清子委員 私も、まわりの人たち、周囲の意見を集約してみましたところ、在任特例、定数特例ほかいろいろありました。それらを踏まえて私の意見として述べさせていただきます。

田代町が大館と合併して大館市となることですから、新市での均衡あるまちづくりを目指し、まちづくり計画を審議する議決機関に田代の議員がいなければなりません。私としましては、在任特例としたいと思います。合併して、まちづくり計画を審議する最初の2年1カ月、これは大館市議会の任

期の満了の日までの日数ですけれども、田代町の議員にそこに在任してもらいたいと思います。

そこには当然、議員報酬の問題が出てきます。行政コストが今叫ばれている中、住民感情には十分配慮しなければならないところであります。そこで提案ですが、そのためには田代町の議員報酬は大館市に合わせることなく、現在のままとし、そこで大館市と田代の議員報酬の比較をしてみますと、差が大き過ぎるように思います。できることなら合併して2年1カ月の間だけ、大館市の議員報酬を幾らかでも下げてもらえればと思うところであります。編入合併ということですが、痛みはある程度はともに分かち合ってもらい、均衡の取れた活力ある特色ある新市大館市の構築、発展のために、議員の方たちには頑張ってもらいたいものと思います。

以上です。

議長 どうぞ。また、ほかにご意見等、ご発言いただきたいと思います。

ただいまのご提案は、在任特例を活用するけれども、歳出その他の点で住民感情を配慮して工夫すべきでないかということでした。

田代町さんの方から特にございませんか。はい、どうぞ。

小笠原 豊委員 私は、特例法の7条1項だけでなく、3項も適用していただきたいというふうに考えております。すなわち在任特例によって、田代町の議員16名が大館市の残任期間まで在任して、合併後の最初の選挙には旧市町村の区域で選挙区を設けた定数特例に基づいた増員を行うということをお願いしたいと思っております。それは、これまで田代町民の代表として住民全体の利益のために活動してこられて、さまざまな知識と実績を備えた議員の方が在任することによって、住民福祉の向上に寄与できると思いますし、新市建設計画の実行の推移を責任を持って確認することができますし、住民の声を行政に反映しやすいというメリットが考えられるからです。

しかし、そういうメリットがある一方で、44名の議員が活動するための議場を改修することになれば経費の負担になるという点や、あるいは先ほど高坂委員の方からお話しがあったような議員報酬の面で、本来の合併の趣旨の一つである行政経費の削減という内容に届かないというデメリットも考えられるわけで、ここで全国の事例をいろいろ見ましても、在任特例を適用したところでは、住民の反対運動が起こったり、県内でも在任特例をめぐる議会と住民の間で対立が起こって、いわば泥沼化の様相を呈しているところもあるわけで、大館市と田代町の合併の場合は、例えば大仙市のような146名というふうな、と比べれば小規模なので、そういう住民の反対意見はごく少ないものだというふうには私は考えておりましたけれども、いろんな方の意見とかを集約してみますと、在任特例に反対する意見や、在任特例よりも定数特例を支持する意見の方が多い場合が非常にありまして、中には特例の適用自体にも反対する声もあります。それらの意見を要約すると、財政という面と、あとは議員報酬という、そういう面のことで反対意見というふうなことになっているのでありまして、そういうことを、そういう現実を目の当たりにしますと、住民の立場に立って住民の声や心を代表して全体の奉仕者であるという議員の性質を考えると、これらの住民意識を無視できないものではないかというふうには考えざるを得ないわけで、私は田代町の意見について話させていただきましたけれども、大館市の住民サイドではどのような意見があるのかということもちょっとお伺いしたいなということ、大館市の住民サイドの委員の方の意見とかを参考にさせていただければありがたいと思ひまして、ご意見をお聞かせ願いたいと思うわけですが。

議長 はい、わかりました。今日はまず、本当に自由に意見交換の場にしたいと思いますので、どんどんご発言いただきたいと思いますけれども。

今、小笠原委員の方から、まず議場を大分直さなきゃいかんのではないかといいんですけども、

幹事長の方どうですか、議場の関係は。

幹事長 特に、改めて、例えば増築とかというようなことは考えなくてもできるというふうな見通しは立てております。

議長 ぎゅっと入れれば入るということだそうでありますので、議場の問題はまず今のところ大丈夫だろうという幹事長の意見であります。

それでは、今、小笠原委員の方からも大館市側の方でね、どんな感じをお持ちになっているかということなんですけれども、議員の皆さんいかがですか。

中田直行委員 中田でございます。

今、いろいろお話しましたけれども、いわゆる在任特例、これは何と申しますか、数字のことで考えますと、合併後の市民の数に対して議員の数がどうかという議論はあると思いますけれども、仲良くやっていくための経過期間としてはですね、これはしょうがないんじゃないかと個人的には考えます。その後の定数特例の問題がでてくると思いますけれども、これも全部一色単にすぐ選挙だよということになった場合にですね、この結果の合併の趣旨がまた、感情的な面が出てきたり、いろいろなことがあると思いますので、それも田代選挙区何人、大館選挙区何人という形は、ある程度の期間はやむを得ないのではないかと私は考えます。

ただ、将来的にですね、新しい市に議員の数が31人という数が必要なのかということに関しては、ちょっと多過ぎるんじゃないかというお考えの方が多いと思います。定数削減の問題と合併の問題とは、また直接つながらないと思いますけれども、将来的には市議会議員の定数削減の方向も今後も続けていただければというふうに思っております。

以上です。

議長 ただいまの中田委員のお話で、小笠原さんの方から在任特例の3項の規定の提案があったわけですね。一定の定数をとということで。それに対しては、一定期間ならばいいんでないかと。しかし、長期的にみれば、議員の数は少し整理した方がいいのかなというご意見もあったようであります。ほかにご意見ございませんでしょうか。はい、どうぞ。

荒川邦隆委員 田代の荒川でございます。

先ほど前段のみお話しして終わりましたけれども、後段、発言の場をと思っておりましたけれども、定数特例の問題で、うちの方で全協の結果ですね、定数特例を活用すべきだと。それから、合併後、初の選挙からですね、大選挙区でやるべきだと。全くの同数になりました。それで、非常に正直なところ困惑しておりましたが、大館の中田委員さん、地元田代の小笠原さん、お二方もですね、田代のことを心配していただきながら、1回目は小選挙区制の導入をした方がいいんでないかという身に余るような話でありまして、いずれ吉田町長さん、我々委員ですね、それから大館市議会の議長さんをはじめ、これから相談していきたいなと思っている事項でありましたので、非常にお二方の委員の発言は身に染みております。

終わります。

議長 いずれそうしますと、田代議会として、また全員協議会を開かれている議論されて、この二つ目の方の問題についてまた議論深められることになって、次回にまたひとつ議会ということで、ご議論した結果をまた私どもに教えていただけるという段取りになるんでしょうね、きっとね。

ほかに、何ですか、今度は大館市議会の皆さん方にお伺いしたいんですけれども、歳費を、大館市議会の議員の歳費を何ぼか削って、そこから生み出したらどうかという高坂委員のご提案ございましたが、どんなものでしょうか。はい、どうぞ。

伊藤 毅委員 いろんな意見が出ました。具体的な部分もありますけれども、それぞれの各議員の意見ですので、こういう意見もありましたということをお知らせしたいと思います。

はっきり議員が44人になるのはどういうものかという意見もありました。基本的に、コストの削減というのであれば、なかなか市民感情としては受け入れられないのではないかなという意見。それから、田代の住民の声がなかなか届かないとすれば、一気に定数として数が少なくなって、声が届きにくいという、そういう現象をつくるべきではないと。むしろ激変緩和をしながら、そういう部分をみていくべきではないのかなという、その条件として、大館の議員の報酬を何割か、2割とかの削減をして、田代町の議員の痛みも同じ気持ちで分けると。または、その2割を田代町の議員の方々に振り分けてもいいのではないかなという意見もありました。または、16人の在任特例は使っても構わないのではないかなと。田代町さんの意見を反映するのであれば、それで構わないんですが、議員報酬は、現在、大館市の議会が単独の場合、田代町の議会が単独の場合、この部分で双方がそれ以上にならないというのであれば、1年、2年、1年ちょっとになるか2年になるかわかりませんが、その部分であれば、議員報酬をそのままにしながら双方の議会費が増えないということに住民に説明すればそれでよいのではないかなと。長期的に、短いスパンで見るとはなくて、長期的に見るとこうこうで、議会費ばかりでないんですが、全体がこう減るといふ部分の一時的な過渡期の部分だとすれば、現状から負担が増えない、経費が増えないということをお前提に置くべきではないのかなという意見もありました。または、在任特例というのは使うべきでないと。直ちに大館市も、市議会の方も解散をして、合併と同時に一緒に選挙をして30人、または31人という定数で選挙すべきでないのかなという意見もありましたが、大方の部分で、報酬の部分にはまだまだ踏み込めなかったわけですが、田代町さんが16人をぜひともお願いするということしてくるのか、それとも別の案件が出てくるのかということをおみなければ、具体的なその中身には入れないのではないかなという意見が多数でございましたので、付け加えたいと思います。

議長 そうしますと今回、田代町さんの方から具体的にひとつ提言があったわけでありまして。ですから、それらの提言を受けて、大館市議会としても全員協議会でまたさらに議論を深めていただくということがひとつございますね。

それから、今、報酬の話まで出てまいりましたけれども、この報酬についても、むしろさまざまな形で皆さんからご意見を出していただいて、次の法定協までにはまた意見を集約していただくということによろしいでしょうか。

伊藤 毅委員 難しいと思いますが、ひとつがんばってみます。

議長 いろんな意見出てくるとお思いますのでね、それらの議論を整理していただくことがまず大事だと思うんですね。議論を尽くしていただくということで。

今までの議論にプラスして、論点で、何かこういう論点も入れておくべきでないかということございませんか。今までのところ、まず在任特例についての田代町さんからの提案と、それから合併後の特例についての提案と、それから報酬案について、3点、今議論があったわけでありまして。ほかに何か、こういうことも次回までに十分に議論しておいてもらいたいということ何かございませんでしょうか。はい、どうぞ。

中村弘美委員 中村です。

今、伊藤議長の方からおおむね前回の全協の話し合いの内容が出ましたけれども、定数特例で、いわゆる3人とかではなくて、できるのであれば5人ぐらいでも増員選挙をやると、そういうふうなことはできないのかと、田代さんの方です。そういうふうな意見も何人がございました。

議長 それはあれですか、合併後ということですか。

中村弘美委員 いやいや、合併するときの定数特例で。

議長 定数特例。

中村弘美委員 定数特例で、人口割からいくと31人ですが、それを5人ぐらいとかですね、できるものであれば、そういう形での配慮もできるのではないかという意見もありました。付け加えておきます。

議長 そういう意見もあったということですね。はい、どうぞ。

小笠原 豊委員 ちょっと補足をしたいと思いますけれども、在任特例後の定数特例について、どういう理由でそういうふうなことを提案させていただいたかといいますと、おおむね10年間の期間において定めるものとするという、そういう新市建設計画を責任をもって見届けるという点を考慮した場合、大館市のほぼ2年の在任期間だけでは短かすぎるのではないかという点と、あとは、田代町のここ何期かの選挙を考えたときに、大館市との選挙を比較した場合、大館市の最低得票数に到達した、田代町の選挙で到達した例というのは確かないということ、そういう事実を踏まえて、つまり在任特例のみだと次の一般選挙において、田代町選出の議員がもしかしたらいなくなる可能性もあるというふうなことを踏まえたことで、これは非常に住民の声を行政に反映するというふうな点から考えると、田代町の住民にとっては大変なことだということを感じて提案させていただいたわけです。

次に、メリットがある一方でデメリットがあるというふうなお話をさせていただきましたけれども、私が思いますに、要はメリットとデメリットのどちらを重視するかということになるのかなというふうに感じております。私は、前述した特例を適用することのメリットを重視する方が、総合的にみると今後の新市にとっては有益だろうということを考えますので、そういう方向性でお願いしたいのですけれども、ただ、デメリットもやはり現としてそこにあるわけで、そのデメリットは極力少ない方がいいのではないかと。では、それをどうするかというその方策について、これも全国の事例などをいろいろ調べてみましたところ、先ほどの大館市議会の議長さんの方から報告があった内容の一つに、先ほど高坂委員の方からもお話しがあった内容ですけれども、在任特例を適用する期間に関しては、議員報酬を現行のままにするという、その一市二制度を決めたところも幾つもある、ですから、そういう幾つもあるふうな中で大館・田代のここでできないことは多分ないのでないかなということを感じまして、この協議会でも、あるいは双方の議会でも選択肢の一つとして協議してみてもいいのではないかというふうに思いました。これは、財政的な面を理由として特例適用に難色を示す住民に対しても一定の理解が得られるのではないかというふうに思いますし、現在、各地で巻き起こっている、議会が住民意識と乖離して信頼を失うような事態が回避できるのではないかというふうに考えますので、検討していただければというふうに思います。

議長 これは、非常に言いにくい話ですけれども、大館側だけ議員の歳費下げろというのも何ですから、みなで歳費のことは検討しようという、そういう提案でよろしいでしょうか。だって、田代町の町会議員の方はですね、歳費は下げないで大館だけ下げろという提案になると、何となく穏やかでなくなってきますので、歳費についてはみんなで考えようということですね。

小笠原 豊委員 今の提案としては、現行のままで。もし、だから、双方で、仮にこれ大館市の議会の方で下げようやということになれば、それは一向に構わないことだと思いますし、とりあえず住民としては、その住民感情にしこりを残さない形で合併を成功させるためには、現行のままというふうな提案をひとつの選択肢として……

議長 そうすると、歳費についてはさわらないということですか。

小笠原 豊委員 それは、だから、上げるということになれば、住民感情がわいてくると思いますので、現行のまま、もしくは……

議長 ところがね、高坂委員の方は大館市議会の議員の歳費を下げろという提案だったわけですね。ですから、その辺については、何がどうか具体的なことはあんまりあれですけども、まず、歳費についても十分に相談しましょうということで意見があったと言っておかないと、ちょっと穏やかでないんでね、これね。その辺、どうかひとつお互いに、なごやかにいきたいと思いますので、よろしくお願いします。

そういう意味で、伊藤さんどんなものですか。ひとつ、いろいろ市議会でご議論いただければありがたいと思いますね。

伊藤 毅委員 はい。

議長 今日は、本当に皆さんのご意見を制限するというでなくて、いろんな論点を出し合って、それで次回までにその議論を尽くしてまた持ってきてもらおうと、そういう会でありますので、どんどんご発言いただきたいと思います。

ほかに、こういう論点で十分議論しておいてもらいたいということ何かございませんでしょうか。

はい、どうぞ。

佐藤信行委員 今まで出たご意見を、そのとおりだと思っています。田代の場合は、繰り返しになりますが、在任特例をぜひ適用していただきたいと思うんですが、やがて将来を考えた場合、選挙区の問題であります。大館区、田代区というような、そういう考え方はいつか捨てなければならぬ時代が来るであろうと。大館市という一体感。田代の住民を含めて、我々は大館の中の田代だと、こういう考えじゃなくて、田代の住民は大館市民になったのだと、こういう大館市民と一体感を持つような時代が来るであろうし、これはいつまでも綱引きみたいな、そういう考えではいけないだろうと思いますので、そういう点も両議会、全協の中で考えていただきたいと思います。

以上でございます。

議長 はい、わかりました。ありがとうございます。

ほかにございませんか。

もしないようであれば、委員の皆さんからいろんなご意見をいただいたわけでありまして。これらの論点について、特に今日は田代町さん側の方からの本音の部分のご意見をいただいたような気がします。それを、皆さん両方持ち帰っていただいて、議会なり、また町民の皆さん、市民の皆さんの間でいろんなまた議論をしていただいて、それで特に市議会、町議会におきましては、おのおの本日の議論を、論点をお持ち帰りいただいて、そしてまた再度全員協議会を開催する等、いろんな方法があると思いますけれども、お考えをまとめていただきまして、そして、また改めて集約をしていただいて、次回の第4回の当協議会において皆さんまたお集まりいただいて、最終的にまた議論を尽くさせていただければと思うわけでありまして。非常に重要な話でもございますので、今回は特に、まず意見を出し切っていただいて、これからまた今日持ち帰っていただくと、そういうことをさせていただきたいということでご提案させていただきましてけれども、ご協力いただきましてありがとうございました。

ということで、次回に本件について、またひとつよろしくご議論のほどお願いいたしたいと思っております。

ということで、次回の第4回の協議会に引き続き協議をいただくということで確認させていただきますけれども、ご異議ございませんか。

「異議なし」の声

議長 そのようにさせていただきます。ありがとうございます。

それでは、協議案第12号の議会の議員の定数及び任期の取扱いについては、継続協議とさせていただきます。

次に、協議案第13号、農業委員会の委員の定数及び任期の取扱いについて、協議をしたいと存じますが、この件につきましても、前回、事務局から説明を既に受けておりますので、が、追加資料もありますようなので、ここで事務局の方から説明をお願いします。

事務局 追加資料につきましては、先週、委員の皆様方に郵送したものでございます。左上に「協議案第13号追加資料」と書いてございます、大館市・田代町合併に係る農業委員会調整資料というものでございますが、よろしいでしょうか。お手元がない方は、こちらの方からお届けしたいと思いますが、よろしいですか。

この資料につきましては、大館市農業委員会と田代町農業委員会が合併後の選挙員の定数や選挙区の取扱いについて協議した際の資料と、その協議の結果についてでございます。

本日は、農業委員会部会の正副部会長が説明のために出席してございますので、そちらの方から説明を申し上げたいと存じますが、よろしいでしょうか。

議長 よろしいですか。

「はい」の声

議長 それじゃあ、そういうことでひとつよろしくをお願いします。

佐藤幸英農委事務局部会長 大館市農業委員会の佐藤と申します。どうぞよろしくお願ひいたします。

それでは、追加資料の最初のページより説明させていただきます。合併に係る農業委員会調整資料でございます。

1ページの1番につきましては、選挙人名簿登録者数により算出した農業委員の定数でございます。次の2につきましては、選挙人の数を調整した後の農業委員の定数でございます。

ここで言う調整後の選挙人の数についてでございますが、毎年、農業委員会において選挙人名簿調整のための申請書を農家の皆様より提出していただき、農業委員会を經由して選挙管理委員会に送付しておりますが、この申請書未提出で農業委員会等に関する法律第8条第1項に規定する選挙権を有する者については、農業委員会はその者について別様式の申請文書を作成し、選挙委員会に提出することができるかとされておりますが、この未提出者の取扱い基準が両農業委員会で異なっていることから、次の登録時に大館市の基準に沿い調整しようとするものであります。この選挙人の数字につきましては、確定したのではなく、あくまでも推定のものであります。

また、選挙による委員の定数につきましては、定数18から24の範囲でもって農地面積、農家戸数、現行委員の数、地理的条件等、農業委員の活動、その他、他町村の動向を参考にして検討いたしました。

3番につきましては、それぞれの地区の選挙人の数の内訳でございます。

次に、2ページについてであります。選挙区の範囲と定数についてであります。

これにつきましては種々検討いたしました。現行選挙制が農家の方より深く認知されていること

から、第1案の定数22が最善であるという結論に到達いたしました。

なお、この表の各選挙区における定員につきましては、農家戸数割から算出した場合の各選挙区の定員と同数となっております。

次に、3ページでございますが、県内における合併協議会の動向を示しております。

以上の点を踏まえまして、両農業委員会としては、3回の総会の討論、あるいは両農業委員会の会長、会長代理、事務局長からなる調整会議3回を踏まえまして、農業委員会の体制整備に関して次の4点につきまして要請させていただきたいと存じます。

ページは4ページに示しております。

第1点目は、合併の方式につきましては、本合併協議会の結論を尊重し、編入方式とする。

編入となる田代町の選挙による委員については、合併特例法を適用しない場合、編入された地域に農業委員がおらないことになり、法令業務のみならず農政活動等の任意業務にも支障を生ずることになるので、市町村の合併の特例に関する法律第8条第1項第2号の規定を適用し、大館市農業委員会委員の在任期間、これは平成17年7月19日までとなっておりますが、引き続き、合併後の大館市の農業委員会の委員として在任できるように要望いたします。

第3点、合併後の大館市の農業委員会の選挙による委員の定数を、農地の番人と称されておる農業委員の任務を全うするためには、最低22名が必要ということから、定数につきましては22人、選挙区につきましては2ページの第1案のとおりとして決定させていただきたい。

第4点、各選挙区ごとの定数は、平成17年3月31日現在の選挙区の選挙人の数をもとに、合併後、最初に施行される大館市の農業委員会の一般選挙までに定めるものとしたい。

以上、4点につきまして要望をさせていただきたいと思っております。

以上でございます。

議長 今、説明がございました。それでは、早速でありますけれども、委員の皆さんからご意見、ご質問等をいただきたいと思います。どうぞ、ご発言ください。はい。

中田直行委員 すいません。ご説明があまり詳細で、ちょっとはっきり言ってよくわからなかったんですけども、議長さん、できればちょっとかいつまんで要約していただけるとありがたいでございます。

議長 どうもちょっと仮名振らないとわからなかったようですので、私の方から申し上げますと、これは大館市と田代町の農業委員会が、例えば選挙委員の定数、本体と同じですよ、定数とか、それから選挙区の取扱いについて一応協議しましてですね、その協議結果について提案をしたいということで、この4ページ目になったわけです。

ただ、この協議はどうなんでしょうか、大館市のね、議会の方の定数特例とかその扱いのいかによって変わってくるという前提があるんでしょうか。まず、私の方から逆に聞きたいんですけども。つまりね、今、前半で議論しました協議案12号ですね、では、大館市議会と田代町議会の関係についてどうするかということ相談したわけですけども、しからば農業委員会の方はね、この12号の結果によっては13号も影響を受けてくるということなんでしょうか。それをちょっとまず確認させていただきたいと思うんですけども。

事務局 事務局の方からご説明申し上げます。

特例を使うという面では、議員の場合と農業委員会の場合、全く同じ条件であるというふうにお考えになっていただいて結構だと思います。

ただ、ただいまの農業委員会の部会の方から説明ありましたのは、農業委員会、大館市と田代町の

農業委員会で協議した結果、できればこういう形で協議会でご確認をいただければという要望でございますので、その点のところをよろしくお願い申し上げます。

議長 まず、要望だということですね、両農業委員会で相談した結果ということですね。しからば、どんな要望かということになるわけでありませけれども、これはまず、大きく言えば大館と田代の合併が編入合併であるということから、農業委員会についても田代の農業委員会を大館の農業委員会に統合すると、編入ということなんですね、これは。それから、2点目としてはですね、次に議員の言ってみると農業委員も同じですけれども、合併特例を利用したいと。したがって、大館市の農業委員会の委員の在任期間、田代の農業委員についても在任すると。また、これは議会と同じですね、取扱いについて。それからもう一つは、合併後の選挙については、定数を22人にしたいと。そして、選挙区については、先ほどの案で言うと大館が四つの選挙区、田代が一つの選挙区というぐあいにしたいと。それから、選挙区ごとの定数については、選挙人の数をもとにして合併後にまた改めて定めるといいますかね。大体、そんなことだと思います。何か、もし違っていたら教えてください。

事務局 そのとおりでございます。

議長 どうぞ、ご意見、ご質問いただきたいと思います。はい。

吉田光明副会長 よろしいですか。今のは、協議結果を報告しただけであって、こうしてほしいとその方向に向かってほしいと提案的な言葉で言われたので、どっちなのか提案しているのか協議結果だけ報告しているのかあくまで協議の結果を報告したということで、良いですよ。

佐藤幸英農委事務局副会長 はい。農業委員会の調整会議の結果に基づきまして要請させていただいたということで、ご理解いただきたいと思います。要望させていただいたということです。

議長 あのね、大館市と田代町の農業委員会は、こういうことを要望したいと。どっちなんですか。

佐藤幸英農委事務局副会長 要望したいということでございます。

議長 だ、そうです。要望だそうです。

吉田光明副会長 事務局案でもなんでもないということでもいいですね。

佐藤幸英農委事務局副会長 はい、そのとおりです。

吉田光明副会長 なんとなくこう、事務局案的な.....

荒川邦隆委員 それ違うんでないか。事務局は会長代理者が集まって決めたと報告しているから。

吉田光明副会長 それはわかる。合併協議会の事務局案ではないですよ。という意味です。それを確認できれば。

荒川邦隆委員 なるほど。

議長 農業委員会の意向であるということ、意向だということですね。

吉田光明副会長 意向だということ。それをもってまた協議する。

議長 もちろん、決めるのはまた別の方で決まるわけですがけれども、農業委員会としてはこうしたいと。もう一回確認しますけれども、編入方式にすること。そしてまた、在任特例を適用すること。それから選挙区については、委員の定数22人として、五選挙区で実施したいと。定数の改正については5と。最初に執行される選挙で定数改正をすると。

吉田光明副会長 今、議長さんから話がありましたように、大変シビアな問題ですがけれども、議員のほうの関係はまだはっきりしないうちから、これを結論づけていくというのは一緒に係った方がいいのかなというふうに思っています。内容的には大分、大変ですがけれども、ただそれは結論だすのはあくまでも、議員の定数特例について決める時に一緒に決めていくというのがスジではないかなというふうに思いますけれども。以上です。

議長 それでは、皆さんにこの点について、それでは今、町長さんの方からですね、議案の第12号とあわせて13号についても継続協議にして、そして12号の議論の方向を見定めた上で13号も改めて結論を出すようにしていきたいという、そういうご提案でございますけれども、いかがなものでしょうか。ご異議ございませんか。

「異議なし」の声

議長 それではですね、そういう形にさせていただきますけれども、それでは次回にまた改めてですね、12号の協議の様子を見ながら13号についてまた再度ご議論いただくことにしたいと思います。

ここで、委員の皆さんに改めてお聞きしますけれども、特に、こういう点について次回までに十分関係機関で議論してもらいたいということ何かございますでしょうか、農業委員に関しては、はい、どうぞ。

伊藤 毅委員 伊藤です。

現行の選挙区を採用しながら、田代の早口・山瀬の選挙区一つを加えるということと、大館が構成委員が17人、田代町の部分、1区の部分で5人で、選任委員の部分についてはまだ話し合いをしていないというふうに了解していいわけですか。

農佐藤幸秀農委事務局部長 はい、お答えいたします。

合併に伴いまして、田代町の選任委員は合併の日をもって失職ということになりますけれども、合併後の大館市の農業委員会の選任委員の数につきましては、まだ話し合いはやっておりません。その結論をまだ得ておりません。

伊藤 毅委員 そうすると、法定協では農業委員の全体の数を決めるということですか。

事務局 協議会では、選挙委員の数を決定していただきたいということでございます。

伊藤 毅委員 議長、選任委員は農業委員会の専決事項だということですか。

事務局 市長の事項になりますが、現在、大館市の農業委員の選任委員、これらが残っておりますので、それはまた別の機会で調整していくことになると思います。

議長 あれ議会に諮るんじゃないんですか。

伊藤 毅委員 議会に諮るんですけど、編入ですから、田代町の選任委員は、3人は失職する。

議長 失職する。そうですか。

吉田光明副会長 はっきり言えば、大館市の条例がそのまま生きるから大館市で選んだ人はそのままということですよ。

議長 ただね、ただ、それもちょっと気をつけなきゃいかんのはね、決め方だと思うんですよ。要するに、合併した後の議会において、どういう取扱いをするかということは……

事務局長 説明させていただきますので、ちょっとお待ちになってください。

佐藤幸英農委事務局部長 ちょっと説明します。選任委員につきましては、合併後の第1回目のさっき言った編入の場合は田代町の選任委員は失職します。そして、伊藤議長さんが言われた、この次の選任委員につきましては、法律で決まっております。それで、今まであれですけども、共済組合、それから農協、それから前回までなかったんですけども土地改良区、この3名、それプラス議会推薦が今まで5名以内が4名以内と、その計、選任委員の最高が7名以内ということで、その議会選出は市の方で決めますので、そういうことであります。

以上です。

議長 つまりね、議会選出はということですね、要するに新しく決まった議会で選出してもらえばいいということですね。それだけ確認すればよろしいですね、伊藤委員。

伊藤 毅委員 はい。

議長 今、そういうことで確認させていただきましたので。

ほかに、農業委員に関しまして何かご発言、ご質問ございませんか。いいですか。

もしないようであれば、先ほど確認させていただきましたけれども、13号についても継続審議ということで、また次回の協議会でまたご議論させていただきたいと思っておりますので、よろしく願います。

それで一応ですね、今まで予定されました議案については議論をしていただいて継続ということになったんですけれども、前回、中田委員の方からせっかく集まったんだから早くいって議事が進行したときは、次のことまで少しね、やったらどうかということなんで、ここでちょっと皆さんにお諮りしたいと思います。

一応、本日予定した議案についてお話しをいただいたわけでありましてけれども、次回の協議事項、これが電算システムの取扱いについて、それから条例、規則等の取扱いについて、一応、この議案も準備しているわけでありまして。

皆様にお諮りしたいわけですが、この2件についても今日、できるだけ早めに説明を受けておいた方がいいということで、この場で事務局からですね、説明をさせて、そして、もしわからない点があればご質問いただいて、また次回に備えるということなんですけれども、いかがなものでしょうか。

「異議なし」の声

議長 それでは、2件について事務局の方から説明をお願いします。

事務局 それでは、左上に「第3回合併協議会提案」、真ん中に「第4回合併協議会協議事項」と書いた資料と、それから同じように「参考資料」と書いたものをお届けしておりますが、それをごらんいただきたいと存じます。よろしいでしょうか。

開いて1ページ目をごらんいただきたいと思っております。協議事項の1ページ目でございます。

協議案第14号、電算システムの取扱いについて。

電算システムの取扱いを次のとおりとすることについて、協議を求めるとしてございます。

これにつきましては、本来、住民の利害に直接影響のある項目ではございませんが、協議会において、大館・田代でこういうふうに決めていくということをご確認をいただくということで提出させていただいてございます。よろしくお願いを申し上げます。

電算システムの取扱いについての中身でございます。箱の中をごらんいただきたいと存じます。

電算システムの統合にあたっては、下記の点に留意しながら、住民サービスの低下を招くことなく、合併期日に安全かつ確実に稼働できるよう調整するものとする。

1点目でございますが、住民生活に影響が及ばないように十分配慮する。

2点目としまして、システム統合にかかる改修の量及び経費は、極力抑えるように配慮する。

3点目としましては、地域情報化の推進、電子自治体の実現等の課題に適時、的確に対応する、としてございます。

大変恐縮でございますが、参考資料の方をごらんいただきたいと存じます。

1 ページ目でございますが、これにつきましては、現在の業務ごとの大館市と田代町の状況について記載してございます。住民登録からずっと記載してございますが、基本的には大館市の、右側に書いてございますように、大館市のシステムに統合するということになってございます。それから、田代町でやっているもの、大館がまだやっていないものにつきましては、田代町のみ継続利用して、大館市もできるだけ早くそちらの方に移していくという形でございます。

5 ページまでそれぞれ、これにつきましては、分科会方の方ですり合わせをして、これを調整することになってございます。

それから、6 ページでございます。A 3 の大きい用紙でございますが、電算システムの統合スケジュールについて、電算分科会の方で作成して進めてございます。平成16年度でございますが、16年度の3月、ここに新市の発足ということをおいて作業を進めるということにしてございます。もうその前から試験運用を始めるということにしてございまして、17年度に入りますと、すべて順調に動くという形で進めたいとしているところでございます。

以上、電算システムについてご説明させていただきました。

二つ一緒に……

議長 まず、電算からいきますけれども、これ聞いていれば、じゃあ、この法定協議会何決めるんだという話が当然質問で出てくるんですけども……。

事務局 先ほど申し上げましたように、これらの業務につきましては、直接、住民の方々に利害はないわけでございますが、こういう形で大館市・田代の電算を統合していくということを協議会において確認をいただきたいということでございます。

議長 わかったようなわからないような、何を確認すればいいんですか。

事務局 システムの統合作業をしているんですが、基本的には編入合併となったところで大館市のシステムに統合するという形を主体的にやっていくという形でお願いしたいということでございます。

議長 ということだそうでありますけれども、皆さんご質問ございましたらどうかひとつ、ご意見でも結構でございます。はい、どうぞ。

佐藤照雄委員 田代の佐藤ですけれども、こういうことは私方全く素人で、わからない点が多いわけですけれども、ただ、こういう面についても十分精査せよと、こういうご意見があるとすれば非常に責任もあるわけですが、かえって私も教えていただきたいというのがあるわけですね。このシステムの件において、大体の留意する点はいただきましたけれども、ただこの中で、こういう部分がちょっと統合する場合、困ったというか、田代と大館とのひとつの行政システムの中でここが違って、ここがちょっと皆さんの特にご意見を聞かないとならないと、そういう部分がもしあるとすれば、そういう部分をお聞きしたいと思います。

事務局 電算の分科会の会長が見えておりますので、そちらの方から説明させていただいてよろしいでしょうか。

議長 なるべく、ひらがなでお願いします。

松江正和電算分科会長 電算分科会の大館の松江といいます。よろしくお願いいたします。

これにとらわれず、全体的なことを申し上げますと、電算システムの統合という事業につきましては、基本的には全国レベルで見ますと約20カ月要しております。今回の合併につきましては、昨年の4月から田代町さんと大館の電算部会では、実は協議会という別の、この協議会ではなくてですね、別の協議会を設けて合併した場合にはどうなるかというのは話し合っております。これがなければですね、例えば今年の4月から来年の3月に向かって合併をはじめてくださいといえますと、でき…

…。かなり難しい、日程的に難しいということで、実はやってきた経緯がございます。ですから、何が難しいかといわれますと、昨年話し合った段階では各分科会、電算以外の市民分科会とか税務分科会とか、そういう分科会が全然動いていません、ありませんのでね。こうなるだろうという前提、相当無理な前提で話を進めていますので、そのところで、どういうふうに統合になるのかとか、経費がどうなるのかとか、ネットワーク、田代と大館の線がどうなるのかとかですね、支所形態がどうなるかというのは全然わかりません。今もって不明確なことがございます。そのところが、今ではこういうふうになるだろうということで進めています、また、5月、6月、7月になって変わりますと、その前提が崩れますとですね、かなり難しいので、電算分科会としてはできるだけ早くお決めいただきたいというのが本音でございます。

以上です。

議長 結局、何が問題かといいますと、ちょっとお答えになってないと思うんだけど、ちょっと私、念のために皆さんに、委員の皆さんに申し上げていきますと、項目がものすごくたくさんありますけれども、中身の1項目、1項目というのは、ものすごい中身なわけですよ。つまり下水道料金どうするかとか、介護保険どうするかという、その中身の方は中身の方でまたきっちりとしてね、料金体系とかそのことについてはご議論いただくことに、また別の機会に決定しますけれども、この電算システムをどう統合するかと、そのことについてのみこれ今話しているわけですので、その辺ご理解いただきたいと思います。基本は、大館の方にシステムを統合するけれども、例えば戸籍のように、田代町さんの方が進んでらっしゃる部分については、ちょっと大館の方でまだ紙でやっているものだから少し待ってくれと、そういう部分があるよというのが、この方針ですね。

ほかに、そういうことで何かありませんか。特に言うことは。

松江正和電算分科会長 例えば、データ移行の難しさというものがございます。田代町さんと大館の業者が違いますので、ソフトが違いますので、漢字のやり方とかですね、システムの設計の基礎とか、あるいは外字のコードの違いとかですね、どこまでシステム化しているかという違いがありますので、そういうのを統合していく段階では、非常に言葉では簡単ですけども、いざやるとすれば、かなりの難しさがあります。

議長 使っているコンピューターの会社が違うということで、平たく言いますとね。二つ合わせると、どっちにするんだという話になるわけですね。そういうところがあるということでございます。

佐藤委員の方から、ほかにご質問ございませんか。いいですか。

ほかに、本件に関して、特に次回ご協議いただきますから、それまでにこれをはっきりしておいてくれということがありましたら……。いいですか。

吉田光明副会長 これも、次回ですか。

議長 ここでも次回でも結構ですけども。

吉田光明副会長 決めて良いのは、決めていったほうが。

議長 決めていてもいいものは、ここで決めちゃいましょうか。

中田直行委員 中身については、我々ああだこうだ言ってもしょうがない問題だと思いますので、私はこれはこれで結構だと思います。

議長 それで、まず最初に、では、この協議案14号については、基本の方針についてお諮りするというので、この話は何のことはない、このページ、1ページに書いてあることだけですから、これ見る限り何にも文句はないんですけどもね。一応、この方針について、基本方針についてはこういうことで進めていくということでご異議ございませんか。もしないようであれば、提案のとおり電算

システムの取扱いについては、以下の方針で調整するというご異議ございませんか。

「異議なし」の声

議長 それでは、協議案第14号については、当協議会においてこの案を了承したいと思います。
次に、15号について、それでは説明をお願いします。

事務局 先ほどの協議事項の2ページをごらんいただきたいと存じます。

協議案第15号、条例、規則等の取扱いについてでございます。

条例、規則等の取扱いを次のとおりとすることについて、協議を求める、という趣旨でございます。
中身でございますが、囲みの中でございます。

条例、規則等の取扱い。原則として大館市の条例、規則等を適用する。ただし、各種事務事業の調整方針と関係する条例、規則等については、その調整を踏まえて所要の改正等を行うものとする、でございます。

資料の方の7ページをごらんいただきたいと存じます。ここに、現状と調整方針について掲げてございます。

大館市の条例と例規集に掲載しておりますのは、条例が250件、規則が225件、規程が77件、その他要綱等が27件で、579件の条例、規則等が掲載されてございます。

田代町でございますが、同じように条例が163本、それから規則が180本、規程が23本、その他9本、合わせて375本となっております。

留意点でございますが、編入合併では新設合併の場合のように旧市町村の条例等を暫定施行することはできないため、編入される市町村の条例等は失効し、編入する市町村の条例等が引き続き施行されることとなります。

ただし、合併協議の結果、編入される市町村の制度等を合併後も残すことになった場合等で、編入される市町村の条例等が必要となる場合は、条例等の新規制定や編入する市町村の条例等の一部改正が必要となります。

また、合併日当日から施行が必要な条例の制定や改正について、議会の議決を直ちに得ることができない場合には、新設合併の場合と同様に、編入する市町村の長が専決処分することができます、という形になってございまして、3番目に書いてございますように、条例統合スケジュールでございますが、16年4月から5月につきましては、例規集原案作成調整の作成となっております。それから、5月から8月については、第1次例規原案の検討審査。9月から11月については、第2次例規原案の検討審査。それから、17年2月に条例原案の確定、仮例規集の完成ということになっておりますが、実際に条例制定が必要でありますと、16年の12月の議会で制定の議決をいただくということが必要になる可能性がございますので、この辺のところは進め方によって若干変わってくることをご理解いただきたいと存じます。

それで、この前、前回に合併の方式等が決めていただきましたので、新たにですね、事務事業の作業をするために4月の15日に専門部会の正副部長会長会議、それから16日には大館市と田代町でそれぞれ分科会の分科会長会議を開催しまして、作業の手順について再度お願いをしております。そうしたことから、今回、市民に利害のない事項についてこうやって協議をお願いしていることでありますが、協議を急いでもらっておりますので、今後は、市税の関係、そういうもの、国保税の関係とか、そういう市民に利害あるものについても協議を急いでもらって協議会にあげたいと思っております。

でございます。現在、例規集につきましても、説明をしながら作業を急いでいるところでございますが、基本的には、先ほど申し上げましたように大館市の例規集にならってやると。ただ、事務事業のすり合わせの段階で、田代町のすぐれた制度を取り入れていくということになりますと、田代町の条例が優先される場合もございますので、そういう場合については条例を改正すると。そして、大館にない条例でやっていかれるものについては、田代町の条例を大館市の条例に取り入れていくという形の進め方をしていきたいと思っておりますので、よろしくお願いを申し上げます。

議長 それでは、質疑に入りたいと思います。

これもまた、平たく申せばどうなるかということでありませぬけれども、まず、今、ご議論いただきたいのは、編入ということですので、原則として大館市の条例、規則等を適用するけれどもということですね。しかし、いろんなケースがありますので、その場合には適宜、またここにお諮りしていきたいという大原則のみですな、ここで言っているのは。

事務局 はい、そのとおりでございます。

議長 例えばですね、大原則にはずれるもの何があるかといいますと、例えば大館と、条例で例えば値段決めたり、公共料金決めたりしてるのが非常に多いわけですよ。そうしますと、例えばこれから具体的に大館市と田代町で合併の協議に入っていくときに、負担金とか、その他について具体的にですね、どういうふうにしていくかということが議論が深まってくるわけです。それが決まった場合には、両方の議会にかけて条例化していく、そういうことになる。例えば、一国二制度というお話もありますよね。大館の方を適用するのか、いや、それとも田代の分を残しておくのか、これが一番大きいんじゃないかと思えますね。

事務局 ちょっと事務局から、大変申しわけありません。話し中、すいませんです。

条例をですね、議決していただくのは、大館市の議会という形になります。

議長 もちろんそうでしょう。

事務局 その前に、すり合わせにつきましては、両方の議会、首長さん方にいろいろご審議いただく……

議長 やってもらうことになるけれども、一国二制度を残すかどうかは、大館市の議会でやることになるわけですよ。

事務局 最終的な判断はそうなります。

議長 というあたりを、また、逐一この協議会で一つ一つ出していきながら、ご協議いただくということになるわけですか。

事務局 はい。重要な案件につきましては、全部協議会にあげてご協議をいただくという形になっていきます。

議長 つまり、条例、規則等の取扱いについて、今ここで皆様にお諮りしたいことは、そういうふうなやり方で議論を進めていきたいということをお諮りしていると言っているんですか。

事務局 条例、規則はこのとおり進めるという形ですが、そのもとになる事務事業につきましては、それぞれここに協議会にあげてご審議をいただくと。例えば、先ほど議長がおっしゃったように、税の一国二制度とか、それから一定期間、田代の条例を残すと、不均一課税ですが、こういうものにつきましては、その税の審議の中でご決定をいただき、それを条例に生かしていくということでございます。

議長 つまり何を言いたいかということ、もう一回、ひらがなを振って言えば、結局、各々の事務事業、中身、具体的なことについては当協議会で、ここで相談させていただきます。そして、その

結果については、例えば条例化が必要なものであれば、大館市議会に条例化を諮ったりですね、田代町議会にお伺いしなければいけないことはすると、そういうやり方でやっていきたいと。それを聞いているわけです。

事務局 全くそのとおりでございます。

議長 ということで、一つ一つ皆さんにお諮りしていきますので、そういうことで、そういう進め方をさせていただきたいということですが、この件に関してはご意見ございませんか。はい。

伊藤 毅委員 確認していいですか。要は調整の部分がここに入ってくると、調整というか、今言った一国二制度もありますけれども、いろんな細かい点の部分の調整では、この日程できますが、ここで決定したものは改めて条例の一部改正、新規条例等の議決等は新規大館市議会でやると、こういうことでいいんですか。

事務局 事務事業については、それぞれ協議会ですべてお願いしていきますが、条例につきましては、当然、大館市議会で議決していただくこととなりますが、その案につきましては、田代の方にも見ていただく必要があると思っております。

議長 今、伊藤さんが聞いているのは、大館市議会で議決するというのは、例えば12月議会ということですか、今年の。

事務局 今のところ、日程的にいきますと12月議会で行っていただかなければいけないんじゃないかと……。

議長 合併前の議会ということですね。

事務局 そうです。

伊藤 毅委員 最終的には田代議会に納得していただいて、最後は大館市議会の条例にならうとすればこれ議会で一部変更、または新規のものをつくる。

事務局 はい、そのとおりでございます。

議長 今、伊藤さんのご質問、こういうことですよ。ここで事務事業についていろいろ議論をします。それで、大館市議会として、この12月の議会に条例関係について一括して議論して決めていきますと。必要に応じて、田代町議会の方でご議論いただかなきゃいけないものは前もって議論していただいて調整を図って条例化していくと、このスケジュールの確認と、それから合併後の議会なのか、合併前の議会なのかという一番基本になりますけれども、これは合併前の今年の12月議会で大館市議会の方で必要なものは決めていくものは決めていくということですので、ひとつご理解いただければありがたいと思います。何か合併してからの議会のような印象があるとすれば、ちょっと違いますので。はい。

荒川邦隆委員 局長にちょっと聞くんだけれども、第1次と第2次、検討審査入っているけれども、第1次の方で4カ月みているな。今の段階で1次と2次ともう分類できているわけなの？

事務局 現在の段階は、あくまでも原案作成調書、各分科会に作ってもらっている状況でございますので、ここに書いてございます16年4月、5月分の作業を今進めているところでございます。

荒川邦隆委員 だから、第1次と第2次の分類もだいたいできてるの。だからよ、私言うのは、第1次で出たものを第2次、同じものが精査されるのか、あるいは第1次は総務課からはじまって財務までくる、あとそれ以外、そこ分けているのかどうか。そこら辺を聞きたい。

事務局 1次、2次はですね、繰り返しということですよ。1次をやって、それを一応、委託業者に送って、きちとした形に直してもらって返してもらったものを、また再度、分科会におろして精査するというところでございます。

荒川邦隆委員 同じものを2次にわたり精査、検討している？

事務局 2回、同じものをきちっと見るということでございます。

荒川邦隆委員 それで、12月の定例議会にかけると。

事務局 できるだけ12月に、3月に行くものもあると思いますが、できるだけ早くして、専決というのはちょっと難しいものがあると思いますので、できるだけ議会にかけていきたいと思っております。

議長 今、専決と言ったのはですね、条例でやるのは条例ですけれども、私の方で委任されてるものは、専決でできるものは専決でやっちゃうということにもなるわけですね。一般的な議会にかけるとは条例で、規則等は市長の専決事項が多いんですけど、確かですね。

事務局 はい。規則は市長、首長の権限でございます。

議長 ということになります。

本件に関して、ほかにご質問ございませんか。ご意見。

「なし」の声

議長 ないようであれば、協議案第15号、こういう形ですね、条例、規則等について今後早急に整備、検討していきたいということで、この原則について原案のとおりご承認いただくことでご異議ございませんか。

「異議なし」の声

議長 それでは、このような形で進めさせていただきたいと思っております。

一応、14号、15号については、実は次回にということだったんですけども、今回こうやってご議論いただきましたので、一応方針を出させていただきました。

逆に、12号と13号については、先ほどもお話ししましたけれども、次回に改めて協議させていただきたいと思っております。

一応、予定されました案件については、すべて議了いたしましたけれども、審議は終わりましたけれども、委員の皆様の方から特に何か発言ございませんでしょうか。

荒川邦隆委員 次回は、12号と13号ということで……。

議長 はい、そうなります。

それで、次回の日程について。

事務局 事務局から次回の日程についてお願いいたします。

次回は、5月17日、午後1時30分から田代町の総合開発センターの2階の集会室、前回の場所でございますが、そこで開催をお願いしたいと思いますので、よろしくお申し上げます。

議長 それでは、長時間にわたりまして大変お疲れさまでございました。本日の案件すべて終了いたしましたわけでありまして、次回、また、そういうことで5月17日、1時半から田代町において開催したいと思いますので、どうかひとつよろしくお願いたしたいと思います。

本日は誠にありがとうございました。

司会 これをもちまして、第3回大館市・田代町合併協議会を閉会いたします。

大変ありがとうございました。

午後2時52分 閉 会

大館市・田代町合併協議会会議運営規程第5条第2項の規定に基づき署名する。

平成 年 月 日

会長（議長）

委 員

委 員

